

大野市いじめ重大事態対応フロー図

大野市教育委員会2025. 5月

(図中の◇は判断を伴うもの)

「重大事態」の定義

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】(以下「生命心身財産重大事態」という。)

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】(以下「不登校重大事態」という。)

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【方針p32】

重大事態調査の目的

民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。【ガ1章】

発生・判断

いじめ重大事態の疑いの情報共有・相談・初期調査
重大事態に発展させないための対応
必要に応じて市教委から支援・調査

学校

重大事態の
疑い事案発生

市教委

大野市いじめ問題対策連絡協
議会の専門部会や県教育委
員会、関係機関と連携する

重大事態と判断しない

市教委と学校の
協議により
適切に判断
【ガ4章】

重大事態と判断する

被害児・保護者への
説明・相談

学校による発生報告(様式1)

被害児・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合【ガ3章】

上記の場合でも学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒の支援や関係児童生徒の指導・支援も行わなければならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する必要がある。

発生報告

国へ報告①

市教委

発生報告(様式1)

県教委

調査主体
の判断

市教委
が調査主体

学校
が調査主体

ア 市教委職員に第三者の専門家を加えた組織
イ 全員が第三者の専門家で構成される組織(大野市いじめ問題調査委員会)

ア 学校のいじめ対策組織に市教委職員や第三者の専門家を加えた組織

被害児・保護者への調査方針の説明【参ガイド7章】
加害側への説明

市長

教育委員

犯罪行為・学校では対処不可→援助要請

警察

調査の主体の判断【方針P33】

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

調査の主体について【ガ6章】

生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・原則学校が主体

※次頁に調査主体判断の資料あり

詳細調査

調査組織による詳細調査の実施
結果の取りまとめ(参ガ8章)

国へ報告②

調査組織による
調査報告(様式2)

被害児・保護者への調査事前報告・経過報告【参ガ7章・8章】

加害児・保護者への事前説明

被害児・保護者への調査結果の報告【参ガ9章】

加害児・保護者への調査結果の報告
報告内容・方針を被害側に確認する

市教委

被害児・保護者の所見

定例教育委員会

市長

県教委

再調査

実施しない

実施する

再調査を行う必要があると考えられる場合【ガ12章】【参 法第30条】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

再調査を行う附属機関【基本方針P40】

専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

組織の招集
調査実施

調査組織による
調査報告

議会
【法30条3項】

市教委

市教委と学校の
総合的な判断

学校

対応
(次頁)

国へ報告③

被害児・保護者への調査結果の報告【参ガ9章】
加害側への報告

詳細報告・再調査・公表

公表しない

公表する

個人情報の保護について、市の情報公開条例等に照らして適切に判断

調査結果の公表について【ガ9章】

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。

公表に際しては、被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。

調査結果を踏まえた対応	被害児童生徒への支援 ・本人への心のケア、安心した学校生活に向けての支援 ・兄弟姉妹へのケア ・不登校となっている場合は、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家と連携し、学習・登校支援 ・本人・保護者の希望に応じて指定校変更、区域外就学の弾力的対応 ・事案によって加害児童生徒との間での長期的な環境調整（進級・進学・転学の際の継続的配慮、適切な引き継ぎ） ・教育委員会からの継続的な指導・助言・支援	加害児童生徒への指導・支援 ・児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえた成長支援の観点からの指導支援 ・保護者と協力しながらの対応 ・必要な場合、児童生徒や保護者に対し、SCやSSWによる支援、こども家庭センター等による福祉に関する相談・支援 ・その他、外部機関と連携した指導・支援・アセスメント ・加害児童生徒の出席停止措置の検討を行う。	再発防止策の実施 ・教育委員会の指導主事と調査に関わった専門家が連携して、学校に調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する。 - 調査報告書で提言された再発防止策は、教育委員会の責任のもと、第三者の視点も入れながら、取り組みの進捗管理や検証を行う。 ・人事異動等時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように、学校及び教育委員会が継続して取り組む。 ・重大事態が発生した学校のみならず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなど、同様の事態の発生防止を行う。

※ フロー図中の説明や参考資料の出典について
【法第〇条〇項】……「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）
【方針P〇】……「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定）（平成29年3月文部科学省）
【ガ〇章】【ガp〇】……「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】 【ガ6章】
① **教育委員会等方式**
・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。
② **第三者委員会方式**
・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
・公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
・なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】
※専門家及び第三者の考え方については、第2節（2）を参照
① **学校いじめ対策組織方式**
・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。
② **第三者委員会方式**
・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

【専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態】 【ガ6章】

① **対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態**
「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② **対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態**
対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ **これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態**
対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。